



## 諮詢

鳥取海区漁業調整委員会

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条の規定に基づく「鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について、同条第 7 項の規定に基づき検討をしたいので、同条第 9 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

令和 2 年 1 月 31 日

鳥取県農林水産部長 西尾 博之



令和2年3月18日  
水産課

## 第6管理期間のくろまぐろの管理について

<<県計画の骨子>>

- 第6管理期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 配分枠：小型魚1.7トントン、大型魚6.0トントン
- 漁業種類別配分：県計画では規定せず、漁業者協定により自動的に配分する。  
 小型魚：留保枠を除き、定置1/2、曳き縄・その他1/2  
 大型魚：留保枠を除いた全量を定置に配分

### 1 第5管理期間の状況（令和2年3月13日現在）

※11月13日に融通協議により漁獲枠が変更になった。

(小型魚)	協定に基づく 漁業種類 配分割合	当初漁獲枠 (kg)	融通後の漁 獲枠 (kg)	漁獲量 (kg)	残枠 (kg)	消化率 (%)
曳き縄・その他	留保枠を除いた 5割	850	2,795	2,434	359	60.7
定置網	留保枠を除いた 5割	850	805	805	0	20.1
県留保枠		200	200	144	360	1.2
合計		1,900	4,000	3,383	617	84.6

(大型魚)	協定に基づく 漁業種類 配分割合	当初漁獲枠 (kg)	融通後の漁 獲枠 (kg)	漁獲量 (kg)	残枠 (kg)	消化率 (%)
曳き縄・その他	配分せず	0	0	0	0	0.0
定置網	留保枠を除いた 全量	5,400	3,500	0	3,500	0.0
県留保枠		600	600	400	400	0.0
合計		6,000	3,900	0	3,900	0.0

### 2 くろまぐろのTAC配分量の考え方

#### (1) 我が国全体の漁獲可能量（中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）2014年の年次総会決定事項）

- 小型魚（30kg未満）：4,007トントン（平成14-16年の平均水準から半減）
- 大型魚（30kg以上）：4,882トントン（平成14-16年の平均水準から増加させない）

#### (2) 第6管理期間の配分の考え方

- 本県への漁獲枠の当初配分は、小型魚1.7トントン、大型魚は6.0トントン
- 第6管理期間から実績確定後に「第5管理期間の当初配分量」の10%を繰り越すことが出来る。  
 鳥取の繰越案（R2.2.18時点）：小型魚 $1.9\text{トントン} \times 0.1 = 0.19\text{トントン} = 0.1\text{トントン}$ （四捨五入で小数点第2位以下は切り捨てルール）、大型魚 $6.0\text{トントン} \times 0.1 = 0.6\text{トントン} \dots \textcircled{1}$
- 繰越のうち小型魚の国留保枠は都道府県にすべて配分する。  
 鳥取県小型魚配分案（R2.2.18時点）：一律 $3\text{トントン} + \text{実績比率配分 } 0.1\text{トントン} = 3.1\text{トントン} \dots \textcircled{2}$   
 $\therefore \text{最低でも小型魚：当初配分 } 1.7\text{トントン} + \textcircled{1} 0.1\text{トントン} + \textcircled{2} 3.1\text{トントン} = 4.9\text{トントン}$
- 大型魚：当初配分 $6.0\text{トントン} + \textcircled{1} 0.6\text{トントン} = 6.6\text{トントン}$  になる見込み

#### (3) 今回諮問の内容（県計画の変更点）

- 本県への漁獲枠：小型魚 $4.0\text{トントン} \rightarrow 1.7\text{トントン}$ 、大型魚 $3.9\text{トントン} \rightarrow 6.0\text{トントン}$



農林水産省指令元水管第 1739 号-1

鳥取県鳥取市東町 1 丁目 220

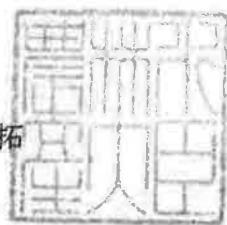
鳥取県知事

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 30 年 12 月 27 日公表）を変更し、別紙のとおり同条第 2 項第 6 号に掲げる数量を定めたので、同条第 9 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき、その関係部分を通知する。

これにより、同法第 4 条第 6 項の規定に基づき、貴県計画を変更する必要があることを通知する。

令和 2 年 1 月 24 日

農林水産大臣 江藤 拓



別 紙

都道府県：鳥取県

第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量の関係部分について

第6管理期間（2020年4月から2021年3月まで）の漁獲可能量について都道府県別に定める数量

(単位：トン)

第1種 特定海洋生物資源	都道府県別に定める数量	
	小型魚 (30キログラム未満)	大型魚 (30キログラム以上)
くろまぐろ	1.7	6.0

# 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

## (第5管理期間)

令和元年11月14日公表

### 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは、曳き縄漁業や定置漁業を中心に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的数据又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は調査研究の進展を図るために、県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第13条第2項に規定される協定の締結を図り、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

### 第2 くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	4.0トン	うち0.4トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	3.9トン	うち0.4トンを留保する

全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていらない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

### 第3 くろまぐろの知事管理量に関し、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

法第13条第2項の規定に基づく本県知事の認定を受けた協定の締結により、定置漁業、曳き縄漁業及びその他漁業は厳格な管理措置を実施する。

### 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第2の知事管理量を遵守するため、以下の管理措置を講じるものとする。

## 1 緊急報告体制及び緊急管理措置について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積み上げに備え、下表に該当する場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
鳥取県漁業協同組合	・定置漁業	・1か統／日当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	・曳き縄漁業	・1隻／操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	・その他漁業	
田後漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤崎町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	・曳き縄漁業 ・その他漁業	・1隻／操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の県への一報は下表の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	県
鳥取県漁業協同組合	・各漁業者から、支所長に連絡 <sup>※1</sup>	・支所長から、本所指導部に電話連絡	・漁協又は本所指導部から県水産課にメール/FAX 連絡 <sup>※2</sup>
田後漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤崎町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	・各漁業者から、販売担当者に連絡 <sup>※1</sup>	・販売担当者から組合長に電話連絡	・県水産課は送信者に受信連絡

※1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※2 県は、上表の各漁業協同組合と県水産課間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3) (1)の一報があった際、漁業者が取り組む緊急の管理措置は下表のとおりとする。また、県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかどうかを確認し、必要な措置を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該漁業協同組合は所属組合員に対し大量入網があった旨の緊急連絡をする。</li> <li>本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者は混獲時の生存個体の放流、くろまぐろの入網時の網の開放及び臨時休漁を実施、漁業協同組合は荷受けを自粛する。</li> </ul>
曳き縄漁業・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該漁業協同組合から所属組合員に対し大量漁獲があった旨の緊急連</li> </ul>

漁業	<p>絡をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施し、漁業協同組合は荷受けを自粛する。</li> </ul>
----	---

(4) 県全体の合計で1日原則0.2トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに採捕の数量を国に報告する。なお、大型魚と小型魚共に同様の措置とする

## 2 採捕の数量の公表等について

(1) 県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理数量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超える、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の公表とする。

## 3 早期是正措置

県は採捕の数量を公表した後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。なお、(1)～(4)は大型魚と小型魚共に同様の措置とする。

(1) 第2の知事管理量の7割を超える、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）にあっては操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、2キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあっては生存個体の放流に取り組み50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を助言し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 第2の知事管理量の8割を超える、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあっては混獲のみとし、2キログラム未満の生存個体の放流に取り組み50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、2日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を指導し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 第2の知事管理量の9割を超える、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、くろまぐろを目的とした操業は自粛し、やむを得ない混獲の場合であっても生存個体は放流し、超過を確実に避けるために、1日1人1尾を混獲採捕した時点で、当該日の全漁業者の操業は切り上げる。
- ・定置漁業は、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・これらの措置の実施を勧告し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- (ア) 県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (イ) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力を呼びかけるものとする。

## 第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項（採捕の停止命令）について

県は、第2の知事管理量の9割5分を超えた時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。また、農林水産大臣が我が国全体の小型魚若しくは大型魚の漁獲可能量を超えるおそれがある著しく大きいと認めて当該採捕の数量を公表した場合においても、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量に達したと見なされることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

なお、遊漁者による採捕の数量も知事管理量に含むこととされているため、県が採捕の停止命令措置（法第10条関係）を講じた場合は、本県の海面における遊漁者も、当該命令の対象となる。従って、県は管内の遊漁者についても、当該命令の対象となるとともに、本県管内の漁業者と同様の指導を行うものとする。

## くろまぐろの保存及び管理に関する協定

### 第1 目的

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下、「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、くろまぐろの保存及び管理に関する協定（以下、「協定」という。）を締結し、法第4条第1項に基づき定めた鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」（平成30年6月29日公表予定。以下、「県計画」という。）の第2及び第3に示された知事管理量及び採捕の種類別の数量を遵守するために全県の沿岸漁業者で取組む基本的な内容を定める。

### 第2 管理機関の設置等

鳥取県資源管理実践協議会（以下、「協議会」という。）は、漁業者の主体的な資源管理型漁業の推進により、資源の回復、増大及び経済的有効利用を促進し、もって漁業経営の安定を図ることを目的として平成20年に設置され、本県沿海漁協の組合長及び地区運営委員長で構成される。主な協議事項の1つとして、資源管理の全県的な方向性に関すること、広域回遊資源に関すること及び、複数地域での取組に関する協議・決定するとしている。以上より、協定の運営は協議会が担うものとする。

### 第3 対象となる海域

鳥取県地先海域

### 第4 対象となる海洋生物資源

くろまぐろ

### 第5 対象となる採捕の種類

県計画の第3で示された漁業である曳き縄漁業及びその他漁業、漁業権の定置漁業及び知事許可の小型定置漁業（定置漁業という。以下同じ。）。

### 第6 資源管理の取組内容

協定において定めるくろまぐろの資源管理の方法は次のとおりとする。

#### （1）漁法別漁獲数量

県計画の第2の知事管理数量に基づく漁法別漁獲枠は以下のとおりとする。

漁法	対象漁協	くろまぐろ小型魚の漁獲枠	くろまぐろ大型魚の漁獲枠
曳き縄漁業及びその他漁業	田後漁業協同組合 鳥取県漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤崎町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	県計画数量（県留保分を除く）に0.5を乗じた数量	なし
定置漁業	鳥取県漁業協同組合	県計画数量（県留保分を除く）に0.5を乗じた数量	県計画数量（県留保分を除く）の全ての数量。

曳き縄漁業及びその他漁業については、5漁協の連帶による管理とし、漁獲枠を各漁協に個別配分しない。ただし、国から前管理期間での小型魚の繰り越し配分があった場合は、曳き縄漁業及びその他漁業に加えるものとする。

各漁業者は漁獲枠を遵守し、漁獲枠に達する場合は、くろまぐろの採捕に係る操業を中止するとともに、販売（取扱い／荷受け）を自粛する。（3）の漁法間で漁獲枠の融通が整った場合は融通後の漁獲枠で前述同様の管理をする。

## （2） 管理措置

県計画の第4の3で示された早期是正措置を講じる。

## （3） 漁法別の漁獲枠の融通

（ア）県計画の第2で示された小型魚若しくは大型魚の採捕数量に対する消化割合が7割未満である場合に限り、（1）に示すいずれかの漁獲枠を超えた又は超えることが見込まれる場合は、協議会において協議のうえ、漁法間で漁獲枠を融通することができる。

（イ）（ア）の漁獲枠の融通が合意に達したときは、協議会長は県に対し文書で変更後の漁法別漁獲枠を報告する。

## 第7 有効期限

協定の有効期限は、平成30年7月1日から平成31年6月30日までとする。

なお、本協定に参加する者から特段異議が出されない場合には、本協定は自動的に1年間延長するものとする。

## 第8 協定に違反した場合の措置

協議会は、協定に違反したと認められる漁業者に対し、必要な措置を講ずるものとする。ここにいう、「違反」とは、第6（1）の漁獲枠到達以降もくろまぐろの採捕を目的とした操業を続けた場合及び虚偽の報告をした場合をいう。ただし、真にやむを得ない混獲と認められる場合又は第6の（2）に該当する場合は、違反とは見なさないものとする。

### （1） 違反者の弁明の機会

協議会は、違反が確認された漁業者（以下、「違反者」という。）の所属漁協に対し、期限を定め弁明の内容を記載した書面等を協議会に提出するよう通知する。

### （2） 協議会における決定

（ア）協議会は、違反の内容及び提出された弁明書等を審議し、違反者に対して講ずべき措置を決定する。

（イ）違反者に対する措置は、違反が確認されて以降のくろまぐろの漁獲禁止に加えて、次回の管理期間中の漁獲を制限する。曳き縄漁業及びその他漁業にあっては、くろまぐろを目的とした操業を停止させるものとし、定置漁業にあっては、生きている個体を全て放流させるものとする。ただし、協議会の合意が得られた場合には、違反措置の軽減措置を講じることができる。

な  
に  
も  
枠  
  
る  
  
の  
  
、  
偽  
る  
  
明  
  
す  
期  
停  
ハ

第 9 協定締結後に協定に参加し、又は協定から脱退しようとする者に関する手続き

協定の締結後に、協定に参加しようとする者は参加申込書を協議会に提出するものとし、協定から脱退しようとする者は、脱退届を協議会に提出するものとする。

第 10 協定の変更又は廃止に関する手続き

協定の変更又は廃止の議事は、協定の参加者の 3 分の 2 に当たる多数で決する。

第 11 あっせんをすべきことを求める場合の手続き

法第 15 条第 1 項に基づき都道府県知事にあっせんをすべきことを求める議事は、協定の参加者の 3 分の 2 に当たる多数で決する。

第 12 その他必要な事項

協定に定めのない事項については、協議会において定めるものとする。

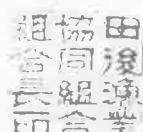
(付 則)

協定の締結を証するため、協定に参加する各者は相互に捺印し、各々その一通を保有するものとし、鳥取県知事の認定を受けた後、効力を有すものとする。

平成 30 年 5 月 25 日

(協定締結漁業協同組合)  
田後漁業協同組合 代表理事組合長

田渕幸一



鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山一夫



中部漁業協同組合 代表理事組合長

安藤俊昭



赤崎町漁業協同組合 代表理事組合長 祇園行裕



米子市漁業協同組合 代表理事組合長 武良賢治



田邊源  
組合同  
長印合掌

